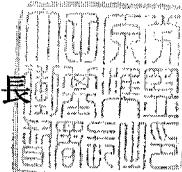


大田原基署発 0531 第 1 号

令和 5 年 5 月 31 日

一般社団法人塩那労働基準協会長 殿

大田原労働基準監督署長



労働災害防止対策の強化について（要請）

初夏の候 貴職には益々御清祥のことと御喜び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の運営とりわけ労働災害防止及び労働者の健康確保対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

大田原労働基準監督署管内における令和4年の労働災害発生状況は312名※と前年同期比17名※の大幅な増加となり、令和に入り3年連続の増加と増加傾向に歯止めがかからず、さらに、最も重篤な死亡労働災害においても3名の尊い人命が失われている状況にあるなど、極めて憂慮すべき状況となっています。

また、災害の内容を見ると「転倒」に加え「動作反動」などのいわゆる「行動災害」が全体の4割弱を占める状況にあるほか、依然として「はさまれ・巻き込まれ」や「墜落・転落」といった在来型の災害も多発している状況にあります。

こうした状況の中、厚生労働省では新たに「第14次労働災害防止計画」を策定し、令和5年度より、事業場における自発的な安全衛生活動の推進や高年齢労働者等を中心とした行動災害防止対策、さらに、健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止などの労働衛生対策を推進することとしております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況下ではありますが、労働災害はいかなる状況下においてもあってはならないものであることから、貴団体（貴会）においても、下記事項並びに第14次労働災害防止計画の重点事項を踏まえた労働災害防止活動に係る取組みが推進されますよう要請いたします。

※ 新型コロナウイルス感染症による労働災害件数を除いた件数

記

1. 業種横断的な労働災害防止対策について

(1) 行動災害防止対策の推進に

全産業における労働災害の傾向から「転倒」及び「動作反動」のいわゆる「行動災害」が合計で4割弱を占めている状況にあり、令和4年に発生した死亡労働災害等の重篤災害においても、基本的なルールを守らないことによる発生した災害も認められることから、事業場における安全衛生教育の徹底や小集団活動などの関係労働者の安全意識高揚を図る取組みに務めること。

また、栃木労働局において、本年度も引き続き展開する「Aない声かけ運動！プラス（別添）」の推進を図り、働く人々、全ての関係者による声掛けなどにより、不安全行動による労働災害防止に取組むこと。

(2) 高年齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

管内における労働災害のうち、高年齢労働者（50歳以上）の災害が全体の4割以上を占める高い割合となっており、特に、転倒災害においては、50歳以上の被災者が72.4%を占めるなど、非常に高い割合を占めていることから、令和2年3月に新たに示された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の関係事項を参考とするとともに、事業場の実態に即した高年齢労働者に対する災害防止対策の取組に努めること。

2. 業種別に応じた労働災害防止対策について

業種別に見た管内の労働災害の傾向から、上記1の事項のほか、それぞれの業種特性を踏まえた、以下の重点事項に係る労働災害防止対策に取組むこと。

- ① 「製造業」・・機械等による「はざまれ・巻き込まれ」災害防止対策
- ② 「建設業」・・高所作業などの作業床からの「墜落・転落」防止対策
- ③ 「運送業」・・荷役作業時におけるトラック等からの「墜落・転落」防止対策
- ④ 「畜産業」・・飼育作業等における牛・馬等との接触防止対策
- ⑤ 「林業」・・伐倒及び刈払い作業時の作業機械等による「切れ・こすれ」防止対策
- ⑥ 「第三次産業」・・作業床・用具等からの「墜落・転落」防止対策
刃物等の取扱い作業時における「切れ・こすれ」防止対策
配達作業等における「交通労働災害」防止対策

（具体的な労働災害状況等については、下記※参照）

3. 熱中症防止対策の徹底について

熱中症については、全国的に見ると5月頃から発生が認められ、特に夏季の期間において多くの死亡災害が発生している状況です。

管内においても、重篤な症状に至らないものの、熱中症による労働災害が認められる状況

にあることから、関係労働者に対し、別添の「クールワークキャンペーン」のリーフレットなどを活用するなどにより、水分・塩分補給などの基本的な措置について継続的な教育・指導により注意喚起を行うこと。

また、事業者においては、作業管理や作業環境管理のほか関係労働者の日常的な健康管理の徹底に努めること。

※ 第14次労働災害防止計画の詳細については、厚生労働省ホームページ（全国版）を参照願います。

「第14次労働災害防止計画について」 ⇒



※ 令和4年（確定値）及び令和5年4月末現在の大田原労働基準監督署管内における労働災害統計資料、関連する災害防止に係るリーフレットについては、栃木労働局HP内の「大田原労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しておりますので、活用して下さい。

「大田原労働基準監督署からのお知らせ」 ⇒

